

組合員だけの特典
顧問弁護士 城塚先生の
無料法律相談
府職労までお電話ください
☎ 06-6941-3079

府職の友

FUSYOKU NO TOMO

2060号 2017年6月8日

発行所／大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)0351・内線3740
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人／有田 洋明 編集人／小松 康則
（一部10円）組合員の購読料は組合費に含まれています。



全庁いっせい働き方実態調査

働きやすい職場をつくろう！

表① 18時30分以降の退庁者数

退庁時間	退庁した職員数		計
	大手前 (16日実施)	咲洲 (23日実施)	
18時30分～19時30分	588	329	917
19時30分～20時30分	290	205	495
20時30分～21時30分	266	160	426
21時30分～22時30分	159	80	239
22時30分以降残業者数	80	31	111
合計	1,383	805	2,188

今回の調査でも恒常的な残業実態が明らかになっています。18時30分以降の退庁者は2188人にのぼり、22時30分時点でも1人が残業しているという実態です。あらためて恒常的な残業実態が明らかになっています（表①）。

大手前でも咲洲でも恒常的な残業実態が浮き彫りに

府職労は5月8日～26日に「全庁いっせい働き方実態調査」を取り組み、16日には大手前庁舎、23日には咲洲庁舎で残業実態調査を実施しました。

「時間外勤務手当を全て申請できなくなるなら」が3割超
厚労省ガイドラインを徹底し、不払い・サービス残業をなくそう！

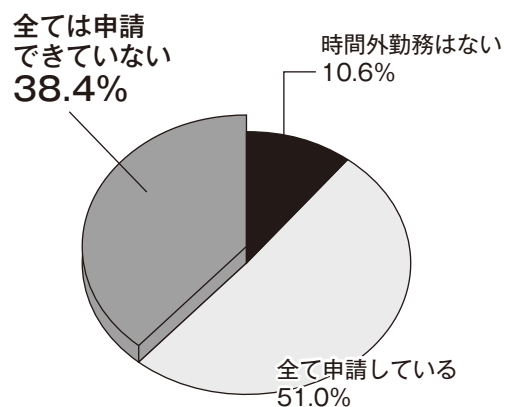
法令違反の実態が浮き彫りに

いかなる理由であっても残業して仕事をすれば、時間外勤務手当が支払わなければならないなりません。これは、本来であれば時間外に働かせてはいけないにもかかわらず、残業させたことへのペナルティ（罰金）という側面もあります。

法令違反の実態が浮き彫りに

これまで交渉でも府当局は「サービス残業はあってはならない」との返していましたが、今回のアンケートでは3割を超える職員が「時間外勤務手当を全て申請できていない」との理由は「短時間なので申請していない」が69.8%と最も多く、次に「自分の責任で残業したので」32.8%となっています（グラフ②-1）。

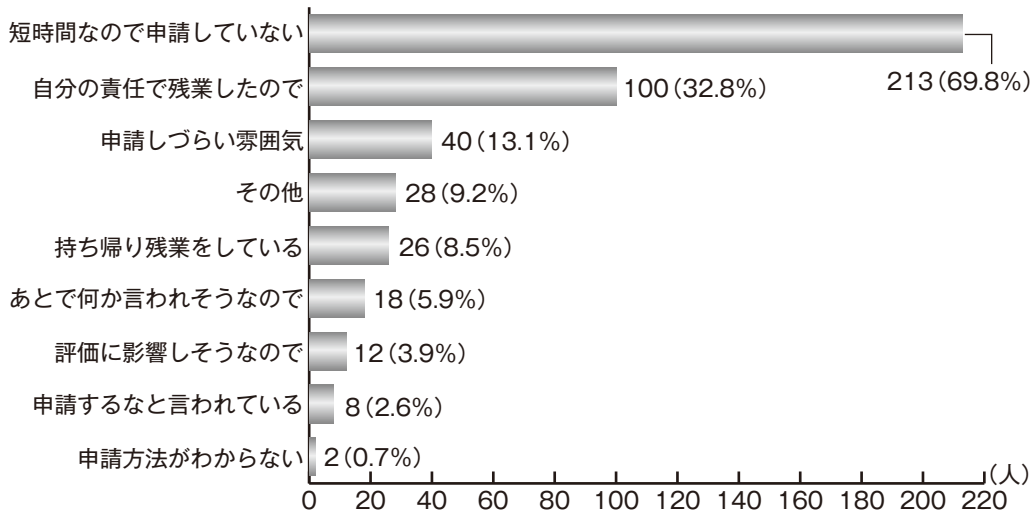
グラフ② 時間外勤務手当は全て申請していますか？



分単位で請求できないことになっていきますし、使用者の明らかな指示がなくても「黙示の指示」があった場合も労働時間と判断されま



グラフ②-1 (すべて申請していないと答えた方のみ)その理由をすべて選んでください。



全庁いっせい働き方実態調査(概要)

実施期間 5月8日～6月2日
対象 全府職員
有効回答数 807件
本庁・大手前 325件 (40.3%)
本庁・咲洲 191件 (23.6%)
出先職場 291件 (36.1%)

遊歩道

近年ライフワークバランスという言葉が流行しているが、先日の2歳の長男にこんなことがあった▼職場の飲み会の最中、妻から「○○(長男)はおばあちゃん宅に泊まりに行きました(笑)」とのLINEが入り、妻の体調なども気になったので返信すると「○○が言い出してきたから」とのこと。帰宅して事の顛末を聞いたのち、妻と連れ帰らんとあかんようになるんちゃう？」などと話をしていたが、結局その日は祖父母宅で泣きじゃくることもなく、翌日、機嫌よく家に帰ってきた▼無論、長男がこんなことを言う伏線(妻が体調不良で入院を繰り返していた数ヶ月間、祖父母宅で過ごしていたので慣れている、当日妻の体調が思わしくなかったなど)があったとはいえず、長男自ら意思を示して実行したことに、夫婦共々子どもの成長を感じる瞬間でもあった▼その日だけでなく、残業で帰りが遅くなる日々が一週間続いただけでも「あれ？こんなことしゃべれるようになったんや」と思うことが何度もあり、ライフワークバランスの重要性をひしひしと感じつつ仕事に励んでいる今日この頃である (N)